

業務委託仕様書

1 業務名

令和8年度佐賀県遺産PR動画制作等委託業務

2 目的

美しい景観の地区や地域を象徴する建造物を、これにまつわる物語とともに22世紀に残すべき価値を有するものとして佐賀県遺産として認定している。本事業では、動画コンテンツを作成することで、これまで佐賀県遺産と接点のなかった層へも幅広く情報発信を行い、県民の身近な風景や建造物の中に受け継がれている歴史や価値を理解するとともに、郷土に対する誇り・愛着の醸成を図ることを目的とする。

※メインターゲット層：県内の20～40代を想定

サブターゲット層：県外在住の佐賀にゆかりがある方(佐賀県出身者など)

3 本業務委託の内容

(1) 動画制作

①制作する動画の概要

- ・制作イメージ：佐賀県遺産の紹介にとどまらず、県民の暮らしや地域の風景の中に受け継がれている佐賀県遺産の価値や意義を伝え、地域への理解や愛着を深める内容とすること。また、県外在住の佐賀にゆかりがある方が、「懐かしい」と感じ、取組みに共感を得るような内容とすること。
- ・制作本数：1分半程度の動画を1本及び、
15秒程度の動画を2本(横型・縦型)

②動画に盛り込むもの

- ・佐賀県遺産10箇所程度
- ・上記以外の佐賀県遺産に関連するもの等があれば提案可能

※キャスティング(出演者)は不要。

※企画提案書には、制作動画の内容が分かる絵コンテ等の資料を添付すること。

※動画の詳細については県と協議の上決定すること。

③納品物等

- ・動画データとDVDもしくはブルーレイディスクを1枚納品すること。
- ・動画データの納品形式は県と協議のうえ、決定すること。
- ・上記の納品物は、令和9年3月31日までに納品すること。

(2) 写真撮影

①動画撮影を行う佐賀県遺産について、写真を撮影する。

②納品物等

- ・投稿用画像データ及び写真データ(1箇所につき横型5カット、縦型5カットの10カット以上)を納品すること。
- ・データについては、10メガピクセル以上とすること。
- ・動画データの納品形式は県と協議のうえ、決定すること。

- ・上記の納品物は、令和 9 年 3 月 31 日までに納品すること。

(3) 著作権等

- ①当該委託業務の執行にあたり必要となる著作権の処理は、受託者が関係団体と協議の上、適切に行うこと。
- ②受託業者が、本業務委託により新たに制作した制作物の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条に定めるすべての権利を含む）は県に帰属するものとし、県がこれらの制作物（写真、イラスト、文章、ホームページ画面、データ等）を無償で自由に二次利用できるよう著作権法第 18 条から第 20 条に規定する著作権者の権利を行使しないこと。
- ③制作物の中に第三者が著作権等を持つ素材を利用する場合には、それぞれの著作権者等と協議の上、利用を行うこととする。二次利用についても同様とする。
- ④制作物に係る著作権・肖像権処理等に関して第三者と紛争が生じたときは、受託者は直ちにこれを県に報告し、受託者の責任と費用負担において解決するものとする。

4 委託業務実施体制

(1) 実施体制

- ①委託業務の実施にあつては、佐賀県と十分協議するとともに責任者を明確にし、業務に係る県からの照会に対して速やかに回答できる体制で臨むこと。
- ②外部組織、協力会社などが存在する場合、その関係、役割、作業分担、責任範囲、指揮統計を明確にすること。

(2) 打合せ・報告に関する要件

- ①受託者は、本業務委託のスケジュール等に十分配慮し、佐賀県との打ち合わせ・報告等を主体的に行うこと。

5 本業務委託の契約期間

契約開始日から令和 9 年 3 月 31 日まで

6 委託金額

2, 5 0 0 千円（消費税及び地方消費税額を含む）を上限とする。

7 本業務委託の完了報告

委託業務完了後、速やかに業務完了報告書を提出すること。

8 本業務委託の委託料の支払

完了払

9 その他

- (1) 本業務委託にあつては、県と綿密な連絡をとり、その指示に従うこと。
- (2) 本仕様書に定めのない事項については、県と協議の上、決定する。